

次世代育成支援対策法および女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会医療法人 憲仁会

次世代育成支援対策法、女性活躍推進法に基づき、全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間

2023年7月3日 ～ 2028年7月3日

2. 目標と取組内容

【目標】

年次有給休暇の取得促進を図る

- ・全職員の年次有給休暇取得率を60%以上とする。

【取組内容】

- ・2023年7月～ 年次有給休暇取得促進の方針について、経営トップからメッセージを発信する。
- ・2023年8月～ 部門ごとに業務内容の見直し等を実施、有給休暇取得促進に向けて計画を策定する。

3. 現在状況の公表（2023年7月現在）

2022.4.1～2023.3.31における職員の平均年次有給休暇取得率は58.3%です。

以上